

社会福祉法人長崎愛心会  
特別養護老人ホームみえ愛の郷 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人長崎愛心会が経営する指定地域密着型介護老人福祉施設(以下、「施設」という。)の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の生活相談員、看護職員又は介護職員等の従業者(以下、「従業者」という。)が入居者の心身機能の維持並びに入居者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るため、要介護者に対し、適正な介護を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 施設は、法の基本理念と関係法令及び通知に基づき、可能な限り居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居者に対し、医学的管理のもとで心身の状態に対応した適切な介護と精神的ケア、社会生活上の便宜、その他日常生活上の世話、機能訓練等を行うことにより、入居者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目指すものとする。

- 2 施設は、入居者の意思と人権を尊重し、地域密着型施設サービス計画書に基づき、健康で明るく生きがいのある生活ができるよう必要な支援に努めるものとする。
- 3 施設は、地域住民や家庭との結びつきを重視した運営を行い、関係市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、その他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとし、併設するデイサービス等との有機的な連携を図りながら運営するものとする。

(施設の名称等)

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 特別養護老人ホームみえ愛の郷
- (2) 所在地 長崎市三京町 811 番地 16

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 施設に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(常勤・専従)  
管理者は、施設の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、施設運営に必要な指揮命令を行う。管理者に事故があるときは、あらかじめ管理者が定めた職員が管理者の職務を代行する。
- (2) 副施設長 1名(非常勤・専従)  
副施設長は、管理者の業務を補佐する。

- (3) 医師 1名（非常勤・専従）  
医師は、入居者の診療、健康管理及び保健衛生指導を行う。
- (4) 生活相談員 1名以上（常勤・専従）  
生活相談員は、入居者が日常生活を営むことができるよう、入居者やその家族に対する相談援助、苦情等に関することに従事する。
- (5) 介護支援専門員 1名以上（常勤・専従）  
介護支援専門員は、入居者の心身の状況及びその置かれている環境等を踏まえた地域密着型施設サービス計画の作成、入居者の要介護申請や調査に関することに従事する。
- (6) 看護職員 2名以上（常勤・専従1名、  
常勤及び非常勤・機能訓練指導員兼務1名以上）  
看護職員は、入居者の診療の補助及び看護並びに保健衛生管理を行う。
- (7) 介護職員 20名以上（常勤・専従15名以上、非常勤・専従5名以上）  
介護職員は、地域密着型施設サービス計画に基づく日常生活の介護、援助に関することに従事する。
- (8) 管理栄養士 1名以上（常勤・専従）  
管理栄養士は、入居者の嗜好を考慮した献立の作成、栄養ケアマネジメント計画の作成、栄養管理、調理員の指導等、食事業務全般に従事する。
- (9) 機能訓練指導員 1名以上（常勤及び非常勤・看護職員兼務）  
機能訓練指導員は、入居の日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。
- (10) その他の従業者 1名以上（常勤・専従）  
入居者の自立支援・円滑な施設の運営のために必要とされる業務をそれぞれの職種に準じて行う。

（入居対象者）

第5条 入居対象者は、施設が提供するサービスが地域密着型サービスであることから、長崎市から要介護認定を受けている者とする。

- 2 施設は、入居申込者が提示する介護保険被保険者証によって、長崎市から要介護認定を受けていることを確認する。

（入居定員及びユニット数、ユニットごとの定員）

第6条 施設の入居の定員は、29名とする。ユニットは3ユニットとし、各ユニットの定員を10名、10名、9名とする。

（施設サービスの内容）

第7条 施設サービスの主な内容は次のとおりとする。

- (1) 入浴、清拭による清潔の保持
- (2) 排泄の自立援助
- (3) 離床、着替え、整容その他日常生活の世話
- (4) 食事の提供及び栄養管理
- (5) 生活機能の改善又は保持のための機能訓練
- (6) 健康管理
- (7) 家族に対する相談、助言等の援助
- (8) その他のレクリエーション、行事等のサービスの提供

(利用料及びその他の費用)

第8条 施設の利用料は、厚生労働大臣の定める基準によるものとし、当該施設サービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割～3割の額とする。

- 2 施設は、前項の費用の他に、次の各号に掲げる費用の額の支払いを入居者から受けるものとする。
  - (1) 居住費
  - (2) 食費
  - (3) 理美容代
  - (4) その他、施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入居者に負担させることが適当と認められるもの。
- 3 施設は、前各号に掲げる費用の支払いを受ける場合には、入居者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いの同意を得ることとする。料金の詳細については、別紙『特別養護老人ホームみえ愛の郷 利用料金表』のとおりとする。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第9条 施設の入居者は、次の各号に掲げる事項を守り、相互の親睦と融和に努めなければならない。

- (1) 火気の取扱いに注意し、所定の場所以外で喫煙しないこと
  - (2) 建物、備品その他の器具を破損、または持ち出さないこと
  - (3) けんか・口論、または暴力行為等、他人の迷惑になることをしないこと
  - (4) 所定の場所と時間以外で飲酒しないこと
  - (5) 危険物を持ち込まないこと
  - (6) その他、管理者が定めたこと
- 2 管理者は、入居者が次の各号に該当すると認めるときは、当該入居者の保険者に対し、所定の手続きにより、施設サービス提供の中止等の措置を行うものとする。

- (1) 施設の秩序を乱す行為をしたとき
- (2) 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき
- (3) 故意にこの規則等に違反したとき

(緊急時等における対応方法)

第10条 施設の従業者は、施設サービスの提供を行っているときに入居者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに嘱託医又は施設の協力医療機関へ連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(非常災害対策)

第11条 非常災害時に関する具体的（消防、風水害、地震等）計画を作成し、防火管理者又は火気消防等についての責任者を定めるとともに、非常災害に備えるため、年2回定期的に避難、救出その他の必要な訓練を行う。

(研修)

第12条 施設は、施設従業者の資質の向上を図るための研修の機会を設けるものとし、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 継続研修 月1回

(秘密の保持)

第13条 施設の従業者は、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持する。

- 2 施設は、施設従業者が従業者でなくなった後においても、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(身体拘束の制限)

第14条 施設は、入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行わないものとする。

- 2 前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(その他運営についての重要事項)

第15条 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、社会福祉法人長崎愛心会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。